

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ディー・エヌ・エー			コード	2432
提出日	2026/5/26	異動（予定）日	2026/6/27		
独立役員届出書の提出理由	第28回定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	久保田雅也	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
2	木谷哲夫	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
3	川崎達生	社外取締役	○													○	新任	有
4	稲葉喜子	社外監査役	○										△					有
5	佐藤敦子	社外監査役	○													○		有
6	井村公彦	社外監査役	○													○	訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	久保田雅也氏は、グローバル投資銀行やベンチャーキャピタルにおいて、国内外の様々なテック企業やスタートアップの経営・財務戦略を支援してきた経験から、グローバルかつ大局的な視点を有しているほか、テクノロジー領域でのグローバルマーケットへの進出等に関する豊富な経験・知見を有しております。2024年6月の当社取締役就任後、その経験・知見に基づき、資本効率性向上のための具体的な方策についての市場への説明に関する有益な提言や、当社グループが注力する投資計画に関する議論の充実やAI戦略を実現するにあたっての組織改革についての指摘等、バランスの取れた柔軟かつ有益な助言を行うほか、取締役会において充実させるべき議論についての指摘等、当社グループの経営に対する監督のために重要な役割を果たしていることを考慮して、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。 同氏は、上記aからlのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反を生じるおそれのないものと判断し、独立役員に指定しております。
2	該当事項はありません。	木谷哲夫氏は、グローバルコンサルティングファームや銀行における、様々な業界でのビジネスや企業金融業務の経験を有しているほか、起業家教育プログラムの開発・実施をはじめ、大学発のベンチャー企業の支援やディープテック領域のビジネスの創出等、当社グループが推進する新規事業に関する取組みについての豊富な経験を有しております。2025年6月の当社取締役就任後も、その経験・知見に基づき、ROE目標の達成や当社グループの中長期の成長のために必要な議論の内容に関する有益な提言を行うほか、ベンチャーファンドの規模や報酬設計への助言等、当社グループの経営に対する監督及び組織運営のために重要な役割を果たしていることを考慮して、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。 同氏は、上記aからlのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反を生じるおそれのないものと判断し、独立役員に指定しております。
3	該当事項はありません。	川崎達生氏は、グローバルコンサルティングファームや金融機関における金融・経営戦略の両面からの多様なビジネス経験を有しているほか、プライベート・エクイティ・ファンドにおいて、幅広い業界の企業の成長支援及び経営改革に携わってきております。これらの経験から、事業ポートフォリオの再構築、資本配分、ガバナンス改革といったテーマに関する知見を豊富に有しており、企業価値向上を中長期の視点から捉えることで、当社が現在取り組んでいるAI時代における経営体制・資本戦略等の検討において、有効な助言が期待できます。また、投資家としての視点と経営者としての立場の双方を理解していることから、資本市場との対話や取締役会における投資・事業戦略に関する議論を俯瞰的に整理し、適切な議論を促すことができると考えております。当社グループの企業価値の向上及び中長期的な成長のためには、同氏の幅広い経験及び資質が必要不可欠であると判断し、また、同氏には、上記のような経験・知見に基づいた有益な助言が期待されるため、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。 同氏は、上記aからlのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反を生じるおそれのないものと判断し、独立役員に指定しております。 なお、同氏は、学校法人慶應義塾の常任理事であり、同法人と当社グループとの間に、システム運用の委託等の取引があります。当社といたしましては、同法人と当社グループの間の年間取引総額が、当社グループの連結売上高の1%未満かつ同法人の収入の1%未満であり、当社の定める独立性判断基準を満たしていることから、社外取締役としての独立性は十分に保たれていると考えております。また、当社において同法人との人事上の関係は一切なく、当社の経営及び財務戦略の方針決定等において、当社が同法人から何らかの影響を受けるような関係にはありません。

4	稲葉喜子氏は、1993年10月から2005年9月（1999年7月から2001年7月までの期間は除く）まで、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人（旧センチュリー監査法人）に所属しておりました。しかしながら、2005年9月に同監査法人を退職し、以降は当社グループから報酬を得ている法人等に所属しておりません。	稲葉喜子氏は、長年金融機関等の監査業務等に従事しているほか、事業会社向けの財務・会計アドバイザーサービス等に従事し、財務及び会計に関する十分な知見を有しております。 また、M&A・事業再生コンサルティング業務の経験や企業経営経験を含めた専門的な知識及び経験に基づく、財務・会計及び経営に対する監視と客観的・多角的な視点からの有効な助言が期待できます。2019年6月の当社監査役就任後も、取締役会における情報提供の在り方についての提言や、自身の経験・知見等に基づいた職務執行の監査を行う等、企業経営の健全性、適法性の確保に貢献しております。これらの経験・知見に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。 同氏は、一般株主と利益相反を生じるおそれのないものと判断し、独立役員に指定しております。 なお、同氏は、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ（旧株式会社東京TYフィナンシャルグループ）の社外監査役であり、同社の子会社である株式会社きらぼし銀行（旧株式会社八千代銀行）と当社グループとの間に定常的な銀行取引があります。当社といたしましては、同社と当社グループの間の年間取引総額が、当社グループの連結売上高の1%未満かつ同社の連結売上高の1%未満であり、当社の定める独立性判断基準を満たしていることから、社外監査役としての独立性は十分に保たれていると考えております。加えて、当社において同社との人事上の関係は一切なく、当社の経営及び財務戦略の方針決定等において、当社が同社から何らかの影響を受けるような関係にはありません。
5	該当事項はありません。	佐藤敦子氏は、ビジネスのグローバル展開におけるマネジメントの研究及び財務基盤強化の手法等の研究に従事し深い学識を有しております。また、投資銀行部門やプライベート・エクイティ・ファンドでの勤務において培った専門的な知識及び経験から、その専門的視点及び独立客観的視点からの業務執行監査及び会計監査の実施が期待できます。2019年6月の当社監査役就任後も、取締役会における議案審議の在り方についての助言や、自身の経験・知見等に基づいた職務執行の監査を行う等、企業経営の健全性、適法性の確保に貢献しております。これらの経験・知見に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。 同氏は、上記aからlのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反を生じるおそれのないものと判断し、独立役員に指定しております。 なお、同氏は、株式会社ゆうちょ銀行の社外取締役であり、同社と当社グループとの間に定常的な銀行取引があります。当社といたしましては、同社と当社グループの間の年間取引総額が、当社グループの連結売上高の1%未満かつ同社の連結売上高の1%未満であり、当社の定める独立性判断基準を満たしていることから、社外監査役としての独立性は十分に保たれていると考えております。加えて、当社において同社との人事上の関係は一切なく、当社の経営及び財務戦略の方針決定等において、当社が同社から何らかの影響を受けるような関係にはありません。
6	該当事項はありません。	井村公彦氏は、グローバルネットワークを活用した大手総合商社や大手ケーブルテレビ局の統括運営を行う企業における代表取締役としての幅広い経営の経験及び知見を有しております。また、コーポレートリスク関連部門の長として、国際的な商取引や全社における事業投資の計画の策定、アセスメント及びリスク管理、並びに事業会社の管理等の業務経験を有しており、財務・会計及びリスク管理に関する豊富な知見を有しております。2022年6月の当社監査役就任以降も、取締役会への情報提供の在り方及び議論の内容への指摘や投資案件における事業継続判断の仕組み化等について重要な助言を行うほか、自身の経験・知見等に基づいた職務執行の監査を行う等、企業経営の健全性、適法性の確保に貢献しております。これらの経験・知見に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。 同氏は、上記aからlのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反を生じるおそれのないものと判断し、独立役員に指定しております。 なお、同氏は、株式会社テレビ東京ホールディングスの社外監査役であり、同社グループと当社との間に、コンテンツの二次利用許諾（IPライセンス）および共同事業に伴う収益分配等の取引があります。当社といたしましては、同社グループと当社グループの間の年間取引総額が、当社グループの連結売上高の1%未満かつ同社グループの連結売上高の1%未満であり、当社の定める独立性判断基準を満たしていることから、社外監査役としての独立性は十分に保たれていると考えております。当社において同社との人事上の関係は一切なく、当社の経営及び財務戦略の方針決定等において、当社が同社から何らかの影響を受けるような関係にはありません。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。